

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、島根県立浜山公園ではさまざまな取組を行っています。ご利用の皆様にもご協力をお願いします。

ご協力いただけない場合、利用の自粛要請又は途中退場していただくこともございます。

○島根県の対応

※別紙、島根県の対応（令和5年2月28日島根県対策本部決定）参照

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和5年2月10日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和5年2月10日付け事務連絡）に基づき、令和5年2月28日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とする。

	① 感染防止安全計画を策定(注1)	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 (注3)	100%	

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。

(注2) 様式は別に定める。

(注3) 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

(2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目処に県に提出の上、確認を受けること。

(3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注2）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。

(4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。

(5) マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、主催者等が出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要のないこと及び主催者等が感染対策上又は事業上の理由等により、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができることに留意すること。

(6) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和5年2月10日付け事務連絡を確認すること。

島根県防災部防災危機管理課

TEL : 0852-22-6353

URL: https://www.pref.shimane.lg.jp/sport/covid19_sports_events/

○感染防止策について

「身体的距離の確保」・「待合場所等における密集の回避」・「手指の消毒」・「室内の換気」・「声援による感染防止策」など、適切な感染防止策を取る。

- ・飲食の制限（飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限や休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底等）
- ・参加者（選手、役員、観覧者等）の検温や体調確認実施

○業種別ガイドラインの遵守

業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じること。

※ 島根県立浜山公園では、これを基準にご利用を承っています。

○当施設で実施していること

- ・建物の入口に消毒液を設置しています。
- ・換気を徹底しています。ただし、設備・構造上、開放できない窓があります。
- ・受付に飛沫防止シートを設置しています。
- ・職員による手すりやドアノブ等の定期的な消毒を実施しています。
- ・職員がマスクを着用して業務を実施しています。
(体調管理、手洗い・消毒を徹底しています)
- ・返却後に貸出用具の消毒を実施しています。

○すべての利用者をお願いします

- ・三つの密（密閉・密集・密接）にならないよう、お互いに距離をとりましょう。
- ・マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本としますが、主催者等が感染対策等の理由により、マスクの着用を求めることができることを留意しましょう。
- ・利用前、利用後は手洗いをしましょう。
- ・次のいずれかの項目に該当する場合は、利用を見合わせてください。
 - ✓体調がよくない（発熱、咳、咽頭痛などの症状があるような）場合
 - ✓同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・忘れ物がないようにしてください。忘れ物は施設では保管せず、直ちに処分させていただきます。

○専用利用の代表者（主催者）をお願いします

- ・マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本としますが、主催者等が感染対策等の理由により、マスクの着用を求めることができます。
- ・共用の設備、スポーツ用器具は主催者により使用前後の消毒を実施してください。その際、消毒液等はできる限り主催者で準備をお願いします。
- ・忘れ物がないか利用終了後に確認をお願いします。
- ・競技種目の特性に合わせた感染防止対策を行ってください。

◇陸上競技場・補助競技場・球技場◇

- * 上限人数は「島根県の対応」に沿ったものとしています。
- * 屋外であっても、他の人と十分な距離（肩が触れあわない程度）を確保してください。
- * 他の来園者との接触を避けるため、施設外でのウォーミングアップ、ミーティング等はいしなでください。予約された利用時間に施設内で行ってください。また、共用部分での打合せ、ミーティング等の利用は可能な限りお控えください。
- * 会議室、トレーニング室、更衣室、雨天走路等は密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう、注意してご利用ください。
- * 観客同士も密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう、必要に応じ、あらかじめ席の数を減らすなど主催者で対応をお願いします。
- * 室内は換気のため換気設備を常時運転でご利用ください。また、出入口を開放してご利用をお願いします。開放しない場合、1時間に1回以上換気をしてください。

- *机・イス等を配置する場合は十分な間隔（肩が触れあわない程度）がとれるよう主催者で対応をお願いします。
- *放送機器（マイク等）をご利用の場合は、使用前後に消毒をしてください。

◇野球場・少年野球コーナー◇

- *上限人数は「島根県の対応」に沿ったものとしています。
- *屋外であっても、他の人と十分な距離（肩が触れあわない程度）を確保してください。
- *他の来園者との接触を避けるため、施設外でのウォーミングアップ、ミーティング等はいししないでください。予約された利用時間に施設内で行ってください。また、共用部分での打合せ、ミーティング等の利用は可能な限りお控えください。
- *本部席、会議室、更衣室、放送室等は密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう、注意してご利用ください。
- *観客同士も密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう、必要に応じ、あらかじめ席数を減らす、目印を設置するなど主催者で対応をお願いします。
- *室内は換気のため換気設備を常時運転でご利用ください。また、出入口を開放してご利用をお願いします。開放しない場合、1時間に1回以上換気をしてください。
- *机・イス等を配置する場合は十分な間隔（肩が触れあわない程度）がとれるよう主催者で対応をお願いします。
- *放送機器（マイク等）をご利用の場合は、使用前後に消毒をしてください。

◇テニスコート◇

- *上限人数は「島根県の対応」に沿ったものとしています。
- *屋外であっても、他の人となるべく距離（肩が触れあわない程度）をとってください。
- *クラブハウス（更衣室、放送室）は密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう注意してご利用ください。
- *他の来園者との接触を避けるため、コート以外でのウォーミングアップ、ミーティング等はいししないでください。予約された利用時間に施設内で行ってください。また、共用部分での打合せ、ミーティング等の利用は可能な限りお控えください。
- *観客同士も密にならないよう十分な間隔（肩が触れあわない程度）をとるよう、必要に応じ、あらかじめ席数を減らすなど主催者で対応をお願いします。
- *放送機器（マイク等）をご利用の場合は、使用前後に消毒をしてください。

※本書の内容は、今後の状況により変更となることがあります。

ご利用にあたってご心配のことがありましたら、お気軽にご相談ください。

また、各競技団体等のガイドラインや感染防止対策などの情報がありましたら
ぜひともお寄せください。

島根県立浜山公園 TEL：(0853) 53-4533